



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *97 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則(人事課)
- *98 和歌山県医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則(医務課)
- *99 和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則(雇用推進課)

○ 告示

- 1385 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請(環境管理課)
- 1386 " (")
- 1387 特定非営利活動法人の設立認証の申請(NPO協働推進課)
- 1388 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請(")
- 1389 生活保護法による指定医療機関の廃止(福祉保健総務課)
- 1390 生活保護法による介護機関の指定(")
- 1391 生活保護法による指定介護機関の変更(")
- 1392 大規模小売店舗の変更の届出(商工振興課)
- 1393 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要(")
- 1394 和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(技術調査課)
- 1395 道路の区域変更(道路保全課)
- 1396 新道路の供用開始等(")
- 1397 道路の区域変更(")
- 1398 新道路の供用開始等(")
- 1399 道路の区域変更(")
- 1400 新道路の供用開始等(")

○ 公告

- 軽油引取税免税軽油使用者証の無効(税務課)
- 軽油引取税免税証の無効(")

○ 正誤

平成19年10月1日付け和歌山県報号外(5)和歌山県教育委員会規則第23号中

規 則

和歌山県規則第97号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則(昭和42年和歌山県規則第22号)の一部を次のように改正する。

本則第1号から第8号までの規定中「平成19年3月1日」を「平成20年3月1日」に改める。

本則第9号中「平成19年1月1日」を「平成20年3月1日」に改める。

本則第10号中「平成19年1月1日」を「平成20年1月1日」に改める。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

和歌山県規則第98号

和歌山県医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県医師確保修学資金貸与規則(平成18年和歌山県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

修学資金の貸与の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる通学の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるとおりとし、当該貸与の額に年10パーセントの利子を付して貸与する。

区分	通学の区分	貸与の額
大学生修学資金	自宅外から通学する者	月額20万円

	自宅から通学する者	
大学院生修学資金	自宅外から通学する者	月額20万円
	自宅から通学する者	月額15万円
研修資金	自宅外から通学する者	月額20万円
	自宅から通学する者	月額15万円

第5条に次のただし書を加える。

ただし、修学資金の貸与を受けようとする年度の前年度に修学資金の貸与を受けている者で継続して修学資金の貸与を受けようとするものは、知事が別に定める日までに次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる申請書を誓約書、連帯保証人となるべき者の保証書及び大学生修学資金又は大学院生修学資金を受ける者においては在学証明書、研修資金を受ける者においては臨床研修又は専門研修を受けている医療機関等の開設者又は管理者の在職証明書を添えて知事に提出するものとする。

第14条第1号中「前条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第18条第1項第5号中「。又は」を「、又は」に改める。

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 改正後の第4条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に初めて貸与の決定を受けた者から適用し、同日前に貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

和歌山県規則第99号

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

和歌山県訓練手当支給規則（昭和42年和歌山県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第12条」を「第20条」に改め、同項第4号中「第82条の2」を「第124条」に改め、同項第6号中「第1条第1項第8号イ（1）から（4）まで」を「第1条第1項第7号イ（1）から（4）まで」に改め、同項第9号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「第1条第1項第8号イ（4）」を「第1条第1項第7号イ（4）」に改め、同項第15号中「（昭和41年労働省令第23号）第1条第1項第6号の2」を「第1条第1項第6号」に改め、同条第2項中「第1条第1項第8号イ（2）及び（4）」を「第1条第1項第7号イ（2）及び（4）」に改める。

第6条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第1号中「第1項第1号」を「前項第1号」に、「1箇月」を「1か月」に改め、同項第2号中「第1項第2号」を「前項第2

号」に改め、「（以下「通所が不便である者」という。）」を削り、同項第3号中「第1項第3号」を「前項第3号」に、「第2項第1号」を「第1号」に改め、同項第4号及び第5号中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、同条第3項中「運賃等の額に相当する額」を「運賃等相当額」に改め、同条第4項第1号中「1箇月」を「1か月」に改める。

第9条第1項中「第3条第1項から第3項まで」を「第3条第1項及び第2項」に改め、同項第1号中「（昭和49年法律第116号）」を削り、同条第2項中「雇用保険法第40条」を「同法第40条」に、「6箇月」を「6か月」に、「同条第2項」を「同条第3項」に、「50日」を「40日」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項第4号の改正規定は、平成19年12月26日から施行する。
- この規則による改正後の和歌山県訓練手当支給規則第9条第2項の規定は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第39条第2項に規定する特例受給資格に係る離職の日が平成19年10月1日以後である同項に規定する特例受給資格者について適用し、同項に規定する特例受給資格に係る離職の日が同日前である同項に規定する特例受給資格者については、なお従前の例による。

告 示

和歌山県告示第1385号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県和歌山市西庄295番地の9

名称 株式会社ヴェイオス

氏名 代表取締役 吉村英夫

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県紀の川市桃山町調月2822-5、2822-

名称 株式会社ヴァイオス桃山リサイクル工場

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成19年12月21日から平成20年1月11日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市役所

別表1

種 類	第11号ホ
基 数	1基
能 力	80m ³ /min
工事着手予定年月日	平成20年5月10日
工事完成予定年月日	平成20年7月10日

使用開始予定年月日	平成20年8月1日	
使用時間の間隔	24時間連続	
1日当たりの使用時間	24時間	
使用の季節的変動	なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	通常	最大
pH	6-8	6-8
BOD(mg/ℓ)	50	60
COD(mg/ℓ)	60	70
SS(mg/ℓ)	50	60
n-Hex(mg/ℓ)	5	10
T-N(mg/ℓ)	100	150
T-P(mg/ℓ)	2	3
大腸菌群数(個/cm ³)	無数	無数
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量(m ³ /日)	0.05	0.1

別表2

種 類	排水処理施設				汚泥処理施設				
	21m ³ /日				125m ³ /日				
能 力	21m ³ /日				125m ³ /日				
汚水等の処理方式	接触ばっき方式				固液分離+硝化液循環膜分離 活性汚泥処理				
工事着手年月日	既設				平成20年5月10日				
工事完成年月日	既設				平成20年7月10日				
使用開始予定年月日	許可後				平成20年8月1日				
使用時間の間隔	24時間連続				24時間連続				
1日当たりの使用時間	24時間				24時間				
使用の季節的変動	なし				なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	通常		最大		通常		最大		
	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	
	pH	6-8	5.8-8.6	6-8	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
	BOD(mg/ℓ)	150	10	200	20	10,000	8	13,030	10
	COD(mg/ℓ)	100	7	150	10	7,000	30	9,202	35
	SS(mg/ℓ)	70	20	80	25	20,000	15	29,365	20
	n-Hex(mg/ℓ)	25	15	30	20	100	20	120	30
	T-N(mg/ℓ)	30	15	40	20	2,000	15	2,491	20
	T-P(mg/ℓ)	3	2	4	3	500	0.8	828	1
大腸菌群数(個/cm ³)	無数	3,000以下	無数	3,000以下	無数	3,000以下	無数	3,000以下	
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量(m ³ /日)	12.1	12.1	20.2	20.2	110	110	125	125	

別表3

排水口名	No.1	No.2
排水量(㎡/日)	通常	223
	最大	253.6
pH	通常	5.8-8.6
	最大	5.8-8.6
BOD(mg/ℓ)	通常	5.7
	最大	7.2
COD(mg/ℓ)	通常	15.5
	最大	18.4
SS(mg/ℓ)	通常	9.0
	最大	11.9
n-Hex(mg/ℓ)	通常	10.1
	最大	15.2
T-N(mg/ℓ)	通常	8.0
	最大	10.8
T-P(mg/ℓ)	通常	0.5
	最大	0.6
大腸菌群数(個/cm ³)	通常	3,000以下
	最大	3,000以下

雨水専用排水口

所在地 和歌山県紀の川市打田612番地1号

名称 松下電池工業株式会社 和歌山地区

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成19年12月21日から平成20年1月11日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市役所

別表1

種 類	第63号ホ		
基 数	1基		
能 力	風量113㎡/min 動力11kw		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	工事着手後2か月		
使用開始予定年月日	工事完成後		
使用時間の間隔	24時間連続		
1日当たりの使用時間	24時間		
使用の季節的変動	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	pH	通常	最大
	BOD(mg/ℓ)	10.3	10.3
	COD(mg/ℓ)	10	20
	SS(mg/ℓ)	10	20
	T-N(mg/ℓ)	20	25
	T-P(mg/ℓ)	40	50
	T-P(mg/ℓ)	<1	<1
	Ni(mg/ℓ)	0.27	0.27
	Cd(mg/ℓ)	<0.005	<0.005
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大の量(㎡/日)	7	8	

和歌山県告示第1386号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 和歌山県紀の川市打田612番地1号

名称 松下電池工業株式会社 和歌山地区代表

氏名 地区代表 西村文良

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

別表2

種 類	排水処理施設	合併処理装置
能 力	1,000㎡/日	60㎡/日
汚水等の処理方式	凝集・沈殿・ろ過 中和・脱窒・脱磷	活性汚泥・ろ過
工事着手年月日	既設	既設
工事完成年月日	既設	既設

使用開始予定年月日	許可後				許可後			
使用時間の間隔	24時間連続				24時間連続			
1日当たりの使用時間	24時間				24時間			
使用の季節的変動	なし				なし			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	通常		最大		通常		最大	
	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
pH	6-14	6-8	6-14	6-8	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6	5.8-8.6
BOD(mg/ℓ)	20	16	30	20	20	5	30	5
COD(mg/ℓ)	12	8	25	15	10	10	25	10
SS(mg/ℓ)	450	10	450	20	500	10	500	10
T-N(mg/ℓ)	300	20	300	25	20	10	20	10
T-P(mg/ℓ)	5	2	5	2.5	3	2	3	2
Ni(mg/ℓ)	30	0.3	50	0.5	0	0	0	0
Cd(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0	0	0	0
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量(㎡/日)	748	748	966	966	20	20	60	60

別表3

排水口名		No.1	No.2
排水量(㎡/日)	通常	800	雨 水 専 用 排 水 口
	最大	1,060	
pH	通常	5.8-8.5	
	最大	5.8-8.5	
BOD(mg/ℓ)	通常	16	
	最大	20	
COD(mg/ℓ)	通常	8	
	最大	15	
SS(mg/ℓ)	通常	10	
	最大	20	
T-N(mg/ℓ)	通常	20	
	最大	25	
T-P(mg/ℓ)	通常	2	
	最大	2.5	
Ni(mg/ℓ)	通常	0.3	
	最大	0.5	
Cd(mg/ℓ)	通常	<0.005	
	最大	<0.005	

和歌山県告示第1387号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NP

〇協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成20年2月7日まで縦覧に供する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
平成19年12月7日
- 名称
特定非営利活動法人さつき
- 代表者の氏名
村木茂雄
- 主たる事務所の所在地
海南市岡田1233番地3
- 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々に対して、能力及び適性に応じ、住み慣れた地元で安心して生活を営むことが出来るよう、「働く場の提供」をするとともに、必要な支援をおこない、地域福祉に根ざした活動を持って誰もが住みやすい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1388号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成19年2月6日まで縦覧に供する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年12月6日
- 2 名称
特定非営利活動法人紀北介護情報ネット
- 3 代表者の氏名
南山多美
- 4 主たる事務所の所在地
紀の川市藤崎49番地8
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域の医療・保健・福祉従事者に対して、ネットワークの形成に関する事業及び自己研鑽のための勉強会・研修会・講演会・見学会などを開催することで、小規模・多機能なサービスの充実を図る。また、地域住民全体に対しては、講演会や体験フェア・ホームページを通じ、利用者自身が選択する為の情報提供を行うと共に、在宅介護の普及活動を行うことで、地域福祉のより一層の充実に寄与する。更には、地域住民による第三者評価機関を創設し、専門職との連携により、地域福祉サービスの適正化に

取り組むことを目的とする。

和歌山県告示第1389号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
有医 58-60	湯浅町眼科診療所	有田郡湯浅町湯浅271 8-1	平成 19.3.31

和歌山県告示第1390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
株式会社日本精膏社	海南市下津町小松原80	ユーコー薬局海南	海南市築地1-58	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 19.11.19
株式会社グレイトホーム	有田市糸我町西43-3	グループホームひまわりの郷	有田市糸我町西43-3	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	平成 19.11.1
有限会社打越	田辺市上の山二丁目14-29 Uマンション	小規模多機能型居宅介護施設Uハウス	田辺市上の山二丁目14-29 Uマンション	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	平成 19.12.3

和歌山県告示第1391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定した介護機関の変更について届出があったので、

同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	変更事項（主たる事務所の所在地）		指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変 更 年月日
	旧	新				
セントケア和歌山株式会社	東京都港区六本木6-10-1	和歌山市東布経丁2-1	セントケアかいなん	海南市名高504-1 サクラテナン トA・B	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 19.11.1

和歌山県告示第1392号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、

「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課に到着するように提

出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ ロマンシティ御坊店
和歌山県御坊市湯川町財部181

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣
和歌山市中島185番地の3

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置と収容台数

(変更前)

位 置		収容台数
駐車場①	店舗敷地北西側(縦覧図書添付図面2 駐車場①)	54台
駐車場②	店舗敷地北側(縦覧図書添付図面2 駐車場②)	211台
駐車場③	店舗敷地東側(縦覧図書添付図面2 駐車場③)	33台
駐車場④	店舗敷地東側(縦覧図書添付図面2 駐車場④)	22台
駐車場⑤	店舗敷地南側(縦覧図書添付図面2 駐車場⑤)	469台
駐車場⑥	店舗敷地南西側(縦覧図書添付図面2 駐車場⑥)	72台
駐車場⑦	店舗敷地北側(縦覧図書添付図面2 駐車場⑦)	78台
駐車場⑧	店舗敷地南側(縦覧図書添付図面2 駐車場⑧)	142台
合 計		1,081台

(変更後)

位 置		収容台数
駐車場①	店舗敷地北西側(縦覧図書添付図面2 駐車場①)	54台
駐車場②	店舗敷地北側(縦覧図書添付図面2 駐車場②)	227台
駐車場③	店舗敷地東側(縦覧図書添付図面2 駐車場③)	23台
駐車場④	店舗敷地東側(縦覧図書添付図面2 駐車場④)	22台
駐車場⑤	店舗敷地南側(縦覧図書添付図面2 駐車場⑤)	520台
駐車場⑥	店舗敷地南西側(縦覧図書添付図面2 駐車場⑥)	72台
合 計		918台

(2) 駐車場の出入口の数と位置

(変更前)

駐車場No.	出入口の数	位 置
駐車場①	1か所	駐車場①敷地南側(縦覧図書添付図面2 出入口①)
駐車場②	3か所	駐車場②敷地北側(縦覧図書添付図面2 出入口②) 駐車場②敷地南側(縦覧図書添付図面2 出入口③、④)
駐車場③	1か所	駐車場③敷地西側(縦覧図書添付図面2 出入口⑤)
駐車場④	2か所	駐車場④敷地北側(縦覧図書添付図面2 出入口⑥) 駐車場④敷地西側(縦覧図書添付図面2 出入口⑦)
駐車場⑤	6か所	駐車場⑤敷地東側(縦覧図書添付図面2 出入口⑧、⑨) 駐車場⑤敷地北側(縦覧図書添付図面2 出入口⑩、⑪) 駐車場⑤敷地南側(縦覧図書添付図面2 出入口⑫、⑬)
駐車場⑥	1か所	駐車場⑥敷地北側(縦覧図書添付図面2 出入口⑭)
駐車場⑦	1か所	駐車場⑦敷地南側(縦覧図書添付図面2 出入口⑮)
駐車場⑧	1か所	駐車場⑧敷地北側(縦覧図書添付図面2 出入口⑯)
合計	16か所	

(変更後)

駐車場No.	出入口の数	位 置
駐車場①	1か所	駐車場①敷地南側(縦覧図書添付図面2 出入口①)
駐車場②	3か所	駐車場②敷地北側(縦覧図書添付図面2 出入口②) 駐車場②敷地南側(縦覧図書添付図面2 出入口③、④)
駐車場③	1か所	駐車場③敷地西側(縦覧図書添付図面2 出入口⑤)
駐車場④	2か所	駐車場④敷地北側(縦覧図書添付図面2 出入口⑥) 駐車場④敷地西側(縦覧図書添付図面2 出入口⑦)
駐車場⑤	6か所	駐車場⑤敷地東側(縦覧図書添付図面2 出入口⑧、⑨) 駐車場⑤敷地北側(縦覧図書添付図面2 出入口⑩、⑪) 駐車場⑤敷地南側(縦覧図書添付図面2 出入口⑫、⑬)
駐車場⑥	1か所	駐車場⑥敷地北側(縦覧図書添付図面2 出入口⑭)
合計	14か所	

4 変更する年月日

平成20年8月11日

5 変更する理由

来客の使用実態がないため

6 届出年月日

平成19年12月10日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

御坊市産業建設部商工振興課(和歌山県御坊市藪350番地)

日高振興局産業振興部産業総務課(和歌山県御坊市湯川町財部651)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成19年12月21日～平成20年4月21日

時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第1393号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン西庄店

和歌山市西ノ庄東畑767番地1外

2 意見の概要

特になし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成19年12月21日～平成20年1月21日

時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第1394号

平成20年6月1日から平成22年5月31日までの期間において、県内に主たる営業所を有する建設業者のうち、和歌山県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとするものに必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等を、次のように定める。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 工事種別

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)

第2条第1項に規定するもの

2 競争入札参加者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 資格

競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号のいずれかに該当する者でないこととする。

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは除く。)又は破産者で復権を得ないもの

イ 次の(ア)から(オ)までに該当する事実があった後、2年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

(イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ウ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(エ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(オ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 県税又は消費税若しくは地方消費税に未納がある者

エ 申請者若しくは申請者の役員、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第3条に規定する使用人、法定代理人又は総株主の議決権の5%以上を有する株主若しくは出資の総額の5%以上に相当する出資をしている者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係があると認められる者

オ 土木一式工事又は建築一式工事の業種を申請する場合にあっては審査対象となる経営事項審査に係る総合評定値通知書の申請業種に係る平均完成工事高が250万円以下の者、その他の業種を申請する場合にあっては平均完成工事高がない者

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でこれらの開始が決定されていない者

ク 入札参加資格審査申請書(県内建設業者)又はこれの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

ケ 申請する業種について、建設業法の許可を受けていない者

コ ケの許可における主たる営業所の所在地が、和歌山県内でない者

サ 申請時点で有効な経営事項審査を申請していない

者

(2) 資格審査

次に掲げる事項について行った審査の結果を総合的に勘案して資格を認定する。

ア 客観的事項

法第27条の23の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)

イ 和歌山県独自事項

3 競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請時期、方法等

競争入札に参加しようとする者の資格審査の申請に必要な申請書類の提出時期及び提出場所、申請書類、申請書類の提出方法並びに申請書類の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 申請書類の提出時期及び提出場所

平成20年1月7日から同年1月25日(和歌山県の休日を含める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日を除く。)までの間で主たる営業所を管轄する振興局建設部又は海南工事事務所が定める日時及び場所とする。

(2) 申請書類

ア 平成20・21年度入札参加資格審査申請書(県内建設業者)

イ 地方基準点数等一覧表

ウ 労働安全衛生法関係資格者一覧表

エ 新規卒業者雇用一覧表

オ 総合評定値通知書の写し(特別な場合を除き、経営事項審査における審査基準日が平成18年10月1日から平成19年9月30日までのもの)

カ 県税の納税証明書(個人県民税及び地方消費税を除く県税全てに未納がないことを証する書面で、証明日が平成19年12月1日以降のもの)

キ 直近1年の消費税及び地方消費税の納税証明書

ク 経営規模等評価申請に使用した損益計算書の写し(法人の場合は完成工事原価報告書の写し)

ケ 申請者が法人の場合にあっては、株主・出資者調書(和歌山県入札参加申請用)

コ ウに記載する職員について、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの書面の写し

(ア) 社会保険に加入している場合は、健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書

(イ) 社会保険に加入していない場合でかつ雇用保険に加入している場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届等

(ウ) 雇用保険に加入できない場合は、平成19年4月以降の源泉徴収簿又は賃金台帳等

サ 独占禁止法遵守マニュアルを作成している者は、これの写し並びに独占禁止法遵守のための研修(講習)の実施(参加)報告書及び該当する研修会(講習会)資料の写し(3枚まで)

シ 独占禁止法の遵守体制の整備に係る誓約書

ス 不当要求防止責任者講習を受講している者は、受講修了書の写し

セ 暴力団等排除への取組に係る誓約書

ソ 重機・資材・緊急対応関係様式集に掲げる該当書類

タ 大規模災害協定を締結している団体に加入し、協定に同意している者は、これを証明する書面

チ ISO9000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

ツ ISO14000シリーズの認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

テ エコアクション21の認証を取得している者は、これを証明する書面の写し

ト 産業廃棄物の処理体制について、次に示す書面のうち該当するもの

(ア) 産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証の写し

(イ) 産業廃棄物処分業許可証の写し

(ウ) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

(エ) 建設廃棄物処理委託契約書の写し(平成19年1月1日から平成19年12月31日までの間の代表的なもの1件分)

ナ 労働安全衛生法関係資格者を雇用している者は、資格を有することを証明する書面の写し並びに審査対象となる経営規模等評価申請書控えの中の「技術職員名簿」及び「職員名簿(技術職員以外)」の写し

ニ 法定義務建設業者(常時雇用者数56人以上)で障害者を雇用しているものにおいては直近の障害者雇用状況報告書の写し、非法定義務建設業者で障害者を雇用しているものにおいては障害者雇用状況調べ

ヌ 新規卒業者を雇用している者は、卒業を証明する書面の写し及び雇用を開始した日を記載したコ(ア)から(ウ)までのいずれかの書面の写し

ネ 優秀施工者国土交通大臣表彰(建設マスター)受賞者を雇用している者は、コ(ア)から(ウ)までのいずれかの書面の写し

ノ 平成17年1月2日から平成20年1月1日までの間に、法第3条第1項の許可を受けている者と合併し、又は同項の規定に基づく許可を受けている者から営業譲渡を受けた者は、これらを証明する書面の写し

ハ 労働保険に加入している者は、労働保険料納付証明書

- ヒ 労働保険に加入している者のうち労働保険料に未納のある者は、未納額全ての納付誓約書の写し
- フ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時時点で労働保険に未加入であったが、その後加入した者については、「様式第1号 労働保険 保険関係成立届」の写し
- ヘ 社会保険に加入している者は、社会保険料納付証明書
- ホ 社会保険に加入している者のうち社会保険料に未納のある者は、未納額全ての納付誓約書の写し
- マ 審査対象となる経営事項審査に係る審査基準日時時点で社会保険に未加入であったが、その後加入した者については、「適用通知書」の写し

(3) 申請書類等の作成に用いる言語等

- ア 申請書類及び添付書類は、日本語で作成すること。
- イ 申請書類及び添付書類中の金額については、外国貨幣にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

(4) 申請書類の提出の方法

郵送による申請受付は行わないので、必ず持参すること。

(5) 申請書類の提出部数

提出部数は、3部とする。

(6) 特例事項

和歌山県における一般競争入札実施要綱（平成8年4月1日施行）第2項に規定する対象工事に参加しようとする者に必要な資格及びその基本となるべき事項並びにその資格審査の申請の時期、方法等については、その都度定めるものとする。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格認定の日から次期の定期の競争入札参加資格審査申請に基づく競争入札参加資格の認定時までとする。

和歌山県告示第1395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 田辺印南線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
	旧	4.40 } 18.00	285.40	
同上	新	8.90 } 23.80	278.90	

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
田辺市上芳養949番1地先から同市上芳養895番4地先まで	旧	4.40 } 18.00	285.40	
同上	新	8.90 } 23.80	278.90	

和歌山県告示第1396号

平成19年和歌山県告示第1395号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年12月21日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 岩田保呂線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
西牟婁郡上富田町生馬字山王1403番1地先から同町生馬字山王1368番1地先まで	旧	6.80 } 12.00	182.70	
同上	新	7.80 } 23.70	182.70	

和歌山県告示第1398号

平成19年和歌山県告示第1397号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年12月21日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課

において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字花園中南字有畝3番6地先から同町大字花園中南字瀬谷81番2地先まで	旧	5.00 ∧ 21.00	1,061.50	
同上	新	8.20 ∧ 33.00	645.50	中南大橋 L=169.00

和歌山県告示第1400号

平成19年和歌山県告示第1399号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年12月24日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成17年4月1日以降無効とする。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 間	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付した事務所
漁船	和歌山県 第900957号	平成17年4月1日から 平成19年3月31日まで	東牟婁郡那智勝浦町勝浦909-1 松本茂雄	東牟婁振興局

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成17年4月1日以降無効とする。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
100リットル券	漁船	9586162 ∧ 9586165	4枚	平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで	東牟婁振興局	平成17年4月1日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

正 誤

正 誤

平成19年10月1日付け和歌山県報号外（5）和歌山県教育委員会規則第23号中

ページ	段	行目	誤	正
1	右	上から11	第28条の4第1項	法第28条の4第1項